

兵庫県公報

平成19年9月11日 火曜日 第1909号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

- たつの市の区域内における字の区域変更（市町振興課）..... 1
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）..... 2
- 土地改良区の解散認可（同）..... 2
- 土地改良区清算人の就任の届出（同）..... 2
- 市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）..... 3
- 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）..... 3
- 同 上（同）..... 3
- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）..... 3
- 道路の区域の変更、供用開始等（同）..... 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）..... 5
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）..... 6
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）..... 7
- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）..... 8
- 同 上（同）..... 8
- 同 上（同）..... 9
- 同 上（同）..... 9

正 誤

- 平成19年7月24日付け兵庫県公報号外中 10
- 同 上 10

告 示

兵庫県告示第934号

たつの市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、たつの市長から届出があった。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前				変 更 後	
大 字	字	地 番		大 字	字
大 門	池 田	253の1	253の4から253の6まで	原	西 町
		270の1から270の6ま で			
		254の5	254の6 255の6 255の7	原	堂 田

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成17年12月1日現在の地番である。

兵庫県告示第 935 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

尾崎土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	梶 原 武	赤穂市尾崎302番地
監 事	亀 井 國 雄	同 市尾崎3134番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	亀 井 國 雄	赤穂市尾崎3134番地の1
監 事	梶 原 武	同 市尾崎302番地

兵庫県告示第 936 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
木津土地改良区	平成19年8月30日

兵庫県告示第 937 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

木津土地改良区

氏 名	住 所
澗 口 輝 幸	赤穂市木津296番地
那 波 實	同 市木津159番地
高 瀬 隆 信	同 市木津1327番地の105
茶 元 一 一	同 市木津1500番地の1
前 田 祐 子	同 市木津828番地
康 乘 肇	同 市木津1002番地の1
金 谷 信 也	同 市尾崎3117番地の13
大 道 喬	同 市南野中360番地
廣 門 幸 司	同 市中広918番地
竹 原 秀 郎	同 市木津504番地
竹 坂 守 正	同 市木津1179番地の7
中 田 正 男	同 市木津290・291番合併地

兵庫県告示第938号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金	三木田地区	平成19年9月11日から 同年10月1日まで	洲本市役所 五色庁舎

兵庫県告示第939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（土地活用促進調査）
- 2 作業期間
平成19年7月1日から平成20年3月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市及び加古川市

兵庫県告示第940号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、赤穂市島田地区区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（土地区画整理、4級基準点測量、出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成19年8月30日から平成20年1月31日まで
- 3 作業地域
赤穂市野中地内

兵庫県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年9月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 鳥飼浦洲本線	洲本市奥畑字鶯43番3から 同 市奥畑字坂後18番1まで	旧	4.0から 18.0まで	304.0
		新	9.0から 19.0まで	304.0
県道 倭文五色線	南あわじ市倭文庄田字才ノ前786番2から 同 市倭文庄田字辻堂南782番まで	旧	5.0から 12.0まで	113.0
		新	9.0から 16.0まで	112.0

兵庫県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年9月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 市 八 木 線	南あわじ市市十一ヶ所字居内311番1から 同 市榎列少榎列字同道38番1まで	旧	5.0から 26.0まで	670.0	
	南あわじ市市十一ヶ所字居内310番4・311番4から 同 市榎列少榎列字同道38番1まで	新	10.0から 34.0まで	340.0	

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年8月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 蔭の臺

イ 代表者の氏名 村上 弘幸

ウ 主たる事務所の所在地 加西市西谷町35番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等とその家族が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるための支援に関する事業を行い、すべての人が生きいきと暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする

2(1) 申請のあった年月日 平成19年8月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 アンファン・ネットワーク・ジャパン

イ 代表者の氏名 井町 修子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区泉通3丁目2番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育て家庭に対して、子育ての支援並びにメンタルケア及び国際交流に関する事業を行い、親と子が共に多様な文化を理解する豊かな心を持って、生き生きと暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年8月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ASU ネット

イ 代表者の氏名 山田 幸雄

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市塚口町1丁目33番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、福祉の増進とまちづくりの推進および地域、国際交流活動への支援並びに情報社会の発展、経済活動の活性化、雇用機会の拡充支援等に対して、NPO・行政・企業との真摯なパートナーシップを結ぶことにより、地域の人々が環境、福祉、教育などの様々な起り得る生活上の問題に関する事業を行い、地域の中で共生して主体的に生きることの出来る地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年8月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほっとぽっと

イ 代表者の氏名 森岡 千代

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区大池町5丁目14番7号605

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域活動支援センター事業、障がい者に対する地域生活支援に係る事業、在宅障がい者の福祉、生活及び療育等に関する相談助言事業を行うと共に、障がい者と地域住民が共に学びあい支えあう地域づくりのための啓発事業を行い、全ての人たちが明るく生きがいを持って暮らせる地域の創出に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人インテルビダ・ジャパン

イ 代表者の氏名 瀧 達

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北長狭通3丁目6番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国の極貧地域に対して、単独もしくは必要に応じて同一の目的をもった国際機関等と相互に協力しながら、当該地域の生活の向上に寄与する事業を通じて、子どもの健全育成を図るために必要な社会基盤の構築をめざした国際協力活動を目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シニア&キッズガーデン

イ 代表者の氏名 大原 重芳

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区本山北町6丁目4番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く社会福祉を必要とするものに対して、身近な地域福祉拠点となるべきミニデイケアハウスを提供するため、それらを運営する事業を行うと共に、地域内における育児支援、介護技術ならびに社会福祉教育の普及に努め、さらに留学生の日常生活支援を通して安心した生活の確立、向上に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路人形芝居サポートクラブ

イ 代表者の氏名 森 統一

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市福良甲512番地南あわじ市役所南淡庁舎内

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島を代表する伝統芸能であり、文楽の源流ともいわれる国指定重要無形民俗文化財「淡路人形浄瑠璃」(以下、淡路人形芝居という)の保存・継承の支援に関する事業を行い、淡路人形芝居の今後一層の振興・発展に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町六分一字相ノ山1225番1の一部、1225番2の一部、1225番3の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家2丁目264番地の15

中央殖産株式会社 代表取締役 前川 妙子

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年4月13日

兵庫県指令東播(建)第1-1号(19稲美)

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市大村1丁目8番1から8番15まで

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年3月6日

兵庫県指令北播(建)第1-17号(18三木)

3(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市別所町近藤字東町300番から304番まで

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年3月6日

兵庫県指令北播(建)第1-18号(18三木)

4(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市社字山氏浦452番9

同 市社字東出口475番3、475番8

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖中明憲

- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年3月26日
兵庫県指令北播(建)第1-20号(18加東)

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ガーデンモール清和台
所在地 川西市清和台東3-1-8
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要
 - (1) 特に夜間、早朝において青少年が蝟集することによる近隣住民と来客者に対しての迷惑行為や不良行為の防止に向けた体制や環境整備を要望する。
 - (2) 地元自治体及び周辺住民に対し、本事業計画の内容を十分に説明すること。
 - (3) 廃棄物等の保管施設については、適正な容量の確保に配慮すること。
 - (4) 川西市開発行為等指導要綱の協議内容について遵守すること。
 - (5) 川西市都市景観形成条例に基づく届出(建築物・工作物)が必要な場合があるため、関係課と協議をし、必要な場合は、その届出をすること。
 - (6) 県屋外広告物条例にかかるものについては、事前に関係課と調整すること。
- 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成19年9月11日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 グリーンプラザべふ
所在地 加古川市別府町緑町2番地ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
車両出入口の騒音対応について
騒音の予測結果は、設備騒音については、設備場所の配慮及び低騒音機器の採用により昼間・夜間の環境基準に適合しているが、夜間敷地境界最大値で来客等車両走行音の影響が大きく、規制基準を超過している地点がある。
特に、車両が集中する出入口の騒音が高くなっているため、周辺住民の生活環境保全に十分配慮するとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年9月11日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ三木店

所在地 三木市大村一丁目8-15ほか

2 同法第8条第1項の規定により三木市から聴取した意見の概要

(1) 三木市に出店する以上、地域の同業者との共存共栄が原則であり、地域の小規模店舗が減少することは、地域力の低下、高齢者の生活の環境悪化につながるとの認識に立ち、共存共栄の道を歩むこと。又、地域イベントへの協力、地元の商業組合、商工会議所へ加入し、三木市の店舗として生活環境保持のために共に協力すること。

(2) 退店車経路について、実態に応じて誘導対応できる体制をとると同時に、近隣自治会に充分事前説明を行うこと。（ピーク時には市道末広鳥町線の通行車両が多く、「アクセス経路・方向別自動車来台数」の図面で見れば、市道交差点で東進し帰宅する車両が一番多く想定されており、右折する車両で渋滞することにより、抜け道利用として近隣居住区域内道路への退店車の通り抜けが懸念され、近隣住民の生活に大きく影響を及ぼす恐れがあるため。）

(3) 駐車場2からの来店客の誘導について、安全対策を充分とること。（市道789号線の歩道は北側に設置されており、事業区域である南側には歩道ではなく路側帯があるのみであり、また、現在は店舗・駐車場近接交差点には横断歩道が設置されていないため。）

(4) 三木市へ出店する以上、青少年の健全育成の場として貢献すること。（店舗開店より多くの青少年も出入りすると予想されるので、非行防止、青少年を健全に育てるとの姿勢を持って対応すること。）

3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年9月11日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ熊見店

所在地 姫路市勝原区熊見字西ノホ田82-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

駐車場の収容台数について、指針による必要駐車場台数である227台分の駐車場を確保すること。また、休祭日などの繁忙期には、円滑な入退店等が図れるよう配慮すること。

3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年9月11日から1月間

正 誤

○平成19年7月24日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県告示第814の2号（生活保護法に基づく指定医療機関の指定等）中

(ページ)	3								
(行)	表中								
(誤)	2 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>開設者</th> <th>廃止年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉本歯科医院</td> <td>尼崎市武庫之荘2-27-1</td> <td>杉本大蔵</td> <td>平成19年4月30日</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	開設者	廃止年月日	杉本歯科医院	尼崎市武庫之荘2-27-1	杉本大蔵	平成19年4月30日
名 称	所在地	開設者	廃止年月日						
杉本歯科医院	尼崎市武庫之荘2-27-1	杉本大蔵	平成19年4月30日						
(正)	2 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>開設者</th> <th>廃止年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉本歯科医院</td> <td>尼崎市武庫之荘2-27-1</td> <td>杉本大蔵</td> <td>平成19年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	開設者	廃止年月日	杉本歯科医院	尼崎市武庫之荘2-27-1	杉本大蔵	平成19年3月31日
名 称	所在地	開設者	廃止年月日						
杉本歯科医院	尼崎市武庫之荘2-27-1	杉本大蔵	平成19年3月31日						
(ページ)	4								
(行)	表中								
(誤)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ナシオン中川薬局 エコール店</td> <td>西宮市名塩新町8番地</td> <td>有限会社ナシオン 中川薬局</td> <td>平成19年10月17日</td> </tr> </tbody> </table>	ナシオン中川薬局 エコール店	西宮市名塩新町8番地	有限会社ナシオン 中川薬局	平成19年10月17日				
ナシオン中川薬局 エコール店	西宮市名塩新町8番地	有限会社ナシオン 中川薬局	平成19年10月17日						
(正)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ナシオン中川薬局 エコール店</td> <td>西宮市名塩新町8番地</td> <td>有限会社ナシオン 中川薬局</td> <td>平成17年10月17日</td> </tr> </tbody> </table>	ナシオン中川薬局 エコール店	西宮市名塩新町8番地	有限会社ナシオン 中川薬局	平成17年10月17日				
ナシオン中川薬局 エコール店	西宮市名塩新町8番地	有限会社ナシオン 中川薬局	平成17年10月17日						

○平成19年7月24日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県告示第814の3号（生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等）中

(ページ)	7								
(行)	表中								
	3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>開設者</th> <th>廃止年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有限会社大岡薬局 次屋店</td> <td>同 市次屋1丁目 17番11号</td> <td>大岡規佐子</td> <td>平成19年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	開設者	廃止年月日	有限会社大岡薬局 次屋店	同 市次屋1丁目 17番11号	大岡規佐子	平成19年3月31日
名 称	所在地	開設者	廃止年月日						
有限会社大岡薬局 次屋店	同 市次屋1丁目 17番11号	大岡規佐子	平成19年3月31日						

(誤)

薬局ジャパン ファーマシー塚口 店	同 市南塚口5丁 目5-29	株式会社ジャパン ファーマシー	同 年2月16日
西田医院	同 市下坂部3- 17-1	西田暹	同 年12月31日
セントケア訪問看 護ステーション尼 崎	同 市南塚口町1- 12-3南塚口ファ ーストビル1階	セントケア株式会 社	同 年3月31日
尼崎医療生協病院	尼崎市南武庫之荘 11丁目12番地1号	尼崎医療生活協同 組合	同 年4月30日
まさい歯科クリニッ ク	明石市和坂2丁目 14-50サンローレ ル和坂1F	正井元	同 年2月28日
池永クリニック	明石市大明石町1 丁目7番4号白菊 グランドビル5F	池永雅彦	同 年4月30日
うまづめ眼科クリ ニック	洲本市本間4丁目 4番12号	馬詰裕道	同 年1月29日
田畑歯科医院	芦屋市船戸町10- 18マグナスビル1 F	田畑勝彦	同 年3月31日
厚味小児科	萩野字福島735- 1	医療法人社団厚味 小児科	同

3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

名称	所在地	開設者	廃止年月日
有限会社大岡薬局 次屋店	尼崎市次屋1丁目 17番11号	大岡規佐子	平成19年3月31日
薬局ジャパン ファーマシー塚口 店	同 市南塚口5丁 目5-29	株式会社ジャパン ファーマシー	平成18年2月16日
西田医院	同 市下坂部3- 17-1	西田暹	平成19年12月31日
セントケア訪問看 護ステーション尼 崎	同 市南塚口町1- 12-3南塚口ファ ーストビル1階	セントケア株式会 社	同 年3月31日

(正)

尼崎医療生協病院	尼崎市南武庫之荘 11丁目12番地1号	尼崎医療生活協同 組合	同 年4月30日
まさい歯科クリニ ック	明石市和坂2丁目 14-50サンローレ ル和坂1F	正井元	同 年2月28日
池永クリニック	明石市大明石町1 丁目7番4号白菊 グランドビル5F	池永雅彦	同 年4月30日
うまづめ眼科クリ ニック	洲本市本間4丁目 4番12号	馬詰裕道	同 年1月29日
田畑歯科医院	芦屋市船戸町10- 18マグナスビル1 F	田畑勝彦	同 年3月31日
厚味小児科	伊丹市萩野字福島 735-1	医療法人社団厚味 小児科	同